

熊本県監査委員公告第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和元年（2019 年）10 月 1 日から令和元年（2019 年）11 月 15 日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）8 月 31 日

熊本県監査委員 福 島 誠 治  
 同 竹 中 潮  
 同 岩 下 栄 一  
 同 山 口 裕

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
総務部 自動車税 事務所	<p>（自動車取得税に係る還付通知の誤り・誤還付について）</p> <p>自動車取得税について、本来対象とならない者 13 名へ還付通知を行い、うち 1 名に誤って還付を行っている。</p> <p>還付処理の際には、チェック体制の強化を図り、再発防止を徹底すること。</p>	<p>税務システムに随時減免の入力を行う際に、警告画面が表示されるよう変更した。また、進捗管理表を作成し事務処理の確認を行うよう変更した。</p> <p>進捗管理表を活用し複数人で事務処理の確認を行い、再発防止を徹底している。</p>
農林水産部 林業研究・研修センター	<p>（公用車の毀損について）</p> <p>公用車による自損事故が、毀損額が大きいもの 1 件を含め、2 件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月開催している例会において、交通法規の遵守、飲酒運転及び交通事故防止について、時節に応じた具体的注意事項を例示しながら、職員に徹底を求めている。</li> <li>○ また、令和元年度は、7 月、2 月の 2 回、令和 2 年度は、4 月に、職員全員に対して研修の場を設け、公用車を適切に取り扱うことや、交通法規を遵守すること等に加えて、飲酒運転及び交通事故防止に関し徹底を求めた。</li> <li>○ さらに、公用車の事故防止徹底のため、鍵保管場所に、公用車事故防止に関する注意喚起の標語も掲示した。併せて、出発前に、運転者の体調にも気を配りながら当日の行程を確認し、天候、出張先に応じた運転上の注意点・事故防止策等に関する「声かけ」運動など、情報を管理監督者と職員間で共有する取組を行っている。</li> </ul>

<p>警察本部 熊本中央 警察署</p>	<p>(職員の交通法規違反について) 私用中の司法処分が課された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>(当事者に対する措置) ○ 所属幹部による指導 法令を遵守し安全運転の徹底に努めるよう厳重注意、指導を実施 (署員に対する交通法規違反防止策) ○ 例会及び朝礼時における交通法規違反防止に関する注意喚起 ○ 幹部職員による出発前における交通法規違反・交通事故防止の声かけ等により、交通安全意識の醸成を図った。 今後も、上記交通法規違反防止策を継続実施することで、職員に対し、交通法規を取り締まる立場である自覚を再認識させ、交通法規違反防止の徹底に努める。</p>
<p>警察本部 熊本北合 志警察署</p>	<p>(公用車の毀損について) 公用車による自損事故が、毀損額が大きいもの1件を含め、3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>公用車事故防止のため、事故当事者に対し、幹部職員による指導教養を実施した。 さらに、全署員に対し、副署長から ○ 月1回の定期例会や全体朝礼時における公用車事故防止に関する指導教養 ○ 幹部に対する公用車事故・違反防止に関する指導徹底の指示を行った。 今後も引き続き、上記指導教養を随時実施し、公用車事故・違反の絶無に取り組んでいく。</p>
<p>警察本部 菊池 警察署</p>	<p>(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>再発防止のため、以下の取組を実施し、交通事故防止を推進している。 ○ 朝礼、例会等における交通事故防止教養 ○ 幹部職員による出発前における安全確認の指示の徹底と安全運転への意識付け ○ 運転者と同乗者の連携による後退時の確実なバック誘導と目視確認の励行 ○ 週1回の公用車の車両一斉点検</p>
<p>警察本部 天草 警察署</p>	<p>(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>交通事故再発防止のため、 ○ 朝礼時における事故防止呼びかけの唱和による意識付け ○ 出発申告時における幹部職員による体調確認と声かけ・注意喚起 ○ 運転指導員による運転経験の浅い若手職員等を対象にした運転実技訓練 ○ 例会、朝礼時における交通事故防止教養 ○ 毎日の始業前の車両担当者による点検 ○ 部外講師による車両整備点検要領教養等により、交通安全意識の醸成を図り、職員の運転技能の向上に努めている。</p>